

問い合わせ先

(EY India 駐在)

山口 哲男・松田 博司
早坂 周子・中原 孝博
本山 禎晃

(EY Japan 駐在)

城市 武志・黒田 景子

アーンスト・アンド・ヤング・インド、
ジャパン・ビジネス・サービス

Email:

tetsuo.yamaquchi@in.ey.com

hiroshi.matsuda@in.ey.com

shuko.hayasaka@in.ey.com

nakahara.takahiro@in.ey.com

sadaaki.Motoyama@in.ey.com

joichi-tksh@shinnihon.or.jp

kuroda-kk@shinnihon.or.jp

JBS フラッシュニュース

2016 年 5 月号

1. 【監査】2016年CARO(会社(監査報告書)オーダー)の公表
2. 【会社法】2016年会社法(改正)法案が下院に上程
3. 【税務】非居住者への支払いに対する源泉超過額還付にかかる利子支払い
4. 【社会保障】PF(積立基金)の還付に関する制限を撤回



EY

Building a better
working world

4月5日、インド準備銀行は6ヶ月ぶりの利下げを行いました。消費者物価指数の減速や予算案が財政規律を重視したことと等によります。本年の雨量次第ではさらなる利下げ余地も予想されています。そうした中、現在国会では破産法や会社法等が審議されています。破産法の制定により、銀行の不良債権処理を加速させ、銀行資産の健全化が進むと、政策金利より高止まりしている銀行貸出金利を低下させる可能性もあります。会社法の改正は、インドでのビジネスのし易さを改善することを目的としています。産業政策促進局(DIPP)によると、2015年4月から本年2月までのFDI流入額は過去最高を記録しました。今後、日本からの投資の活性化が期待されています。本稿では、会社法をはじめ、監査報告書における改正等を取り上げます。

1. 2016年CARO(会社(監査報告書)オーダー)の公表

2015 CARO(会社(監査報告書)オーダー)と比較し、2016年CAROでは以下が明らかになりました。

- ▶ 連結財務諸表には適用されない
- ▶ 非公開会社の免除規定は、公開会社の子会社あるいは持株会社である場合、適用されない

以下、変更、削除及び追加項目の主要な内容です。取締役に対する貸付、取締役報酬、関連当事者間取引等、新会社法の条項に従って、新たな開示義務がなされています。

変更

- ▶ 固定資産
「不動産の権利証書は会社名義となっているか」が追加
- ▶ 棚卸資産
「会社は棚卸資産に関する適切な記録を保持しているかどうか」、および、「実地棚卸の手続は適切であるかどうか」が削除
- ▶ 貸付
貸付を行った組織としてLLP(有限責任事業組合)が追加。また、元本利子の回収スケジュールが規定されているかについての報告義務を追加。さらに、開示義務として、期日を過ぎた金額が10万ルピー超ではなく、90日超に変更
- ▶ 法定支払義務
富裕税や投資家教育保護基金に関する確認事項が削除

削除

- ▶ 内部統制システム
- ▶ 累積損失
- ▶ 債務保証

追加

- ▶ 貸付及び投資
新会社法 185 条/186 条の規定(取締役に対する貸付等)に準拠しているか
- ▶ 役員報酬
新会社法 197 条(利益が不十分な場合の報酬制限)の規定に準拠しているか

詳細はリンク先をご覧ください。 [Please click here to access the alert.](#)

2. 2016年会社法(改正)法案が下院に上程

政府は2013年会社法を改正するため、2016年会社法(改正)法案が下院に上程しました。予定されている変更点は、概ねコンプライアンス要求の厳格さゆえに実務運用が困難になっている状況に対処し、インドでのビ

ビジネスをやすくし、他の関連法規との調和を図り、会社法における不作為や不整合を是正することを目的としています。

主要な変更点のポイントは以下のとおりです。

- ▶ 会計
CEOは取締役であるか否かに関わらず、財務諸表に署名をすることが求められる(これまでは、取締役である場合のみ署名が求められていた)
- ▶ 関連当事者間取引
契約の関連当事者は議決権が停止(非公開会社は適用対象外)
- ▶ 企業の社会的責任
CSR委員会の設置およびCSR活動への支出義務の要件の計算が直前の会計年度に変更(これまでは、直近3年間)
- ▶ 監査及び監査人
監査人の会計帳簿へのアクセス権が、監査対象会社の子会社および関連会社まで拡大
- ▶ 配当
中間配当の原資が、当該中間配当の宣言日直前の四半期までに獲得した利益にまで拡大
- ▶ コーポレートガバナンス
居住取締役の182日在住の判定年度が当年度に変更(これまでは直前年度)。また、新規設立会社については、182日の設立後年度末までの日数に対する比例判定

詳細はリンク先をご覧ください。[Please click here to access the alert.](#)

3. 非居住者への支払いに対する源泉超過額還付にかかる利子支払いに関するインドの行政通達

本稿は、直接税中央委員会(CBDT)が最近公表した2016年通達11号を要約したものです。

11号通達は、居住源泉徴収者が居住者へ支払いを行う際の超過源泉税額の還付にかかる、インド当局による利子支払いを取り扱っています。TATAケミカルの事案における最高裁判決をもとに、11号通達は、(a)居住源泉徴収者は、源泉超過額を利子とあわせて還付請求する資格があること、(b)利子は超過源泉税額支払日から計算されることを明確化しました。インド税務当局は、今後の、あるいは既存の事案における当該問題で訴訟に持ち込まないよう、指示されています。

11号通達は歓迎すべき動向で、訴訟やインド納税者の苦しみを減らすうえでいい影響を与えるでしょう。最近の他の様々な通達にみられるように、この通達もインド政府は税務の透明性を高め、訴訟を減らしていこうとする意図を示しているといえます。11号通達は、インド税務当局に超過源泉税額還付にかかる利子を認めさせ、訴訟に持ち込まないよう、仕向けるものです。行政通達は、インド税務当局を拘束するものです。詳細はリンク先をご覧ください。[Please click here to access the alert.](#)

4. 積立基金の還付に関する制限を撤回

2016年2月10日に、通達が発行され、1952年積立基金制度の改正が行われ、積立基金還付に一定の制限が設けられました。

2016年4月19日に、インド政府は上記通達を取り下げました。

これは、従業員が還付申請前の2ヶ月間、他の対象となる事業組織に再雇用されないことを条件として、雇用者拠出額及び被雇用者拠出額をそれらの利子とともに、積立基金口座内の全額を、雇用終了時に還付できるように確保するためです。詳細は以下のリンクをご覧ください。[Please click here for the alert.](#)

コメント

本年から法定監査人が、財務諸表にかかる内部統制の有効性についても監査を行い、意見表明することになります。企業により対応はまちまちであったことと思います。が、インドでビジネスを展開する以上、これをトップダウンで前向きにとらえ直す必要もあるのではないのでしょうか。すなわち、これを契機に、財務数値を生成するプロセスを不断に改善し、財務数値の質を高めることで、将来の経営判断をより確かなものにしていくことができるものと思います。私どもとしましては随時ご相談承りますので、よろしくお願い致します。

Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。